

JX日鉱日石エネルギー株式会社における製油所、製造所および支店の体制ならびにブランドについて



新日鉱ホールディングス

記者各位

新日本石油株式会社(以下、「新日石」という。本社:東京都港区西新橋一丁目、社長:西尾進路)と新日鉱ホールディングス株式会社(以下、「新日鉱」という。本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:高萩光紀)は、本年10月30日に締結した経営統合契約および同日作成した統合持株会社設立のための株式移転計画に基づき、両社株主総会および関係当局の承認等を前提として、鋭意、統合に向けた準備を進めております。

両社は、このほど、2010年7月1日に設立予定のJX日鉱日石エネルギー株式会社(同年4月1日に設立予定のJXホールディングス株式会社100%出資の石油精製販売事業会社。以下、「JXエネルギー」という。)の製油所、製造所および支店の体制ならびに石油精製販売事業で用いるブランド(商標)を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. JXエネルギーのグループ製油所、製造所および支店の体制

JXエネルギーは、8製油所、3製造所、10支店を全国に配置します。

また、今後の事業環境変化に先んじ、2011年3月末日までに、昨年12月4日(基本合意日)を基準として日量40万バレルの石油精製能力(原油処理能力)を削減することとし、さらに、遅くとも2015年3月末日までに、日量20万バレルの追加削減を行う予定です。

具体的な製油所、製造所および支店の体制、ならびにグループにおける各製油所の装置構成、立地等を勘案し決定した2011年3月末日までの石油精製能力削減の内訳および方法については、次のとおりとします。

(1) 製油所体制(8製油所)

製油所名	原油処理能力 (千BD) ※1			参考 (下線部:原油処理能力削減内容)
	2008年 12月時点	2011年 3月末 (予定)	トッパ ー 内訳	
室蘭製油所	180	180	第2(180)	現 新日石精製※2室蘭製油所
仙台製油所	145	145	第1(145)	現 新日石精製仙台製油所
根岸製油所	340	270	第1(120) 第4(150)	現 新日石精製根岸製油所 第2トッパ(70千BD)を廃止予定
大阪製油所	115	-	-	現 新日石精製大阪製油所 中国石油天然ガス集団公司(CNPC)との合弁 による輸出型製油所化を予定
水島製油所	455	345 ※4	新日石精製 第3(140) ジャパンエナ ジー 第2(95) 第3(110)	現 新日石精製(250千BD)と現 ジャパン エナジー※3の両水島製油所(205千BD)を 統合し、現 新日石精製の第2トッパ(110 千BD)を停止予定
麻里布製油所	127	127	第4(127)	現 新日石精製麻里布製油所
大分製油所	160	136	第3(136)	現 新日石精製大分製油所 第1トッパ(24千BD)を廃止予定
鹿島製油所	210	189 ※6	第1(189)	鹿島石油株式会社が運営 ※5 第1トッパの原油処理能力を21千BD 削減予定
	(60)	-	-	日本海石油株式会社 旧 富山製油所分 (2009年3月末廃止済) ※7
計	1,792	1,392		400千BDの原油処理能力を削減予定

※1 製油所の規模を表す原油処理能力は、トッパ(常圧蒸留装置)の通油能力により示される。

トッパ内訳は、現行の装置ナンバーにて記載。

※2 新日本石油精製株式会社(新日石の100%子会社)

※3 株式会社ジャパンエナジー(新日鉱の100%子会社)

※4 2009年8月に完成したジャパンエナジー水島製油所の研究設備コンデンセートスプリッター(処理能力35千BD)は外数。

※5 鹿島石油株式会社は、現在、ジャパンエナジーの70.7%出資子会社で、JXエネルギー発足後は、同社の70.7%子会社となる予定。

※6 鹿島アロマティックス株式会社(ジャパンエナジーの80%出資子会社)が所有し、鹿島石油株式会社が運営するコンデンセートスプリッター(処理能力63.5千BD)は外数。

※7 日本海石油株式会社は新日石の100%子会社で、旧 富山製油所はオイルターミナルに機能変更した。

(2) 製造所体制(3製造所)

製造所名	参考
川崎製造所	現 新日石精製川崎製造所 石油化学製品(エチレン、プロピレン、パラキシレン、ベンゼン等)を製造
横浜製造所	現 新日石精製横浜製造所 潤滑油製品、各種溶剤、ワックス等を製造
知多製造所	現 ジャパンエナジー知多製油所 石油化学製品(パラキシレン、ベンゼン等)、各種溶剤等を製造

(3) 支店体制(10支店)

支店名	担当エリア	参考
北海道支店	北海道	現 新日石北海道支店と、現 ジャパンエナジー北海道支店を統合
東北支店	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	現 新日石東北支店と、現 ジャパンエナジー東北支店を統合
関東支店	茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県	現 新日石東京支店、関東第1支店、関東第2支店および関東第3支店と、現 ジャパンエナジー東京支店、北関東支店および南関東支店を2支店に再編
東京支店	東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、山梨県	
中部支店	愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県	現 新日石中部支店と、現 ジャパンエナジー中部支店を統合
関西支店	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	現 新日石関西支店と、現 ジャパンエナジー近畿支店および中四国支店の一部（四国エリア担当）を統合
中国支店	広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県	現 新日石中国支店と、現 ジャパンエナジー中四国支店の一部（中国エリア担当）を統合
九州支店	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	現 新日石九州支店と、現 ジャパンエナジー九州支店（沖縄県担当を除く）を統合
沖縄支店	沖縄県	現 新日石沖縄支店と、現 ジャパンエナジー九州支店の一部（沖縄県担当）を統合
広域支店	広域特約店	

2. 石油精製販売事業で用いるブランド

統合後の石油精製販売事業で用いるブランド(商標)については、両社間で協議の結果、ブランド価値の最大化と統合効果の早期実現を図るため、「ENEOS」に統一することに決定しました。



「ENEOS」は、「ENERGY/エネルギー」と「NEOS/ネオス(ギリシャ語で新しい)」という二つの言葉の組み合わせによる造語であり、様々なエネルギーのメニューを取り揃えて、お客様一人ひとりに満足をお届けしたいという思いを込めています。

ブランドマークは「エネルギー」を象徴的なフォルムでデザインしており、中心の球体は「信頼性」と「永続性」を、外に広がるスパイラルは「創造性」と「革新性」を表しています。

全国の系列サービスステーションの具体的なブランド統一(サインポール・防火壁面塗り替え、広告看板の取り替え等)は、2010年7月1日のJXエネルギー設立後、順次、速やかに実施する予定です。

【ご参考】現在、両社グループの石油精製販売事業で用いているブランドは、次のとおりです。



新日本石油グループ
「ENEOS」



新日鉱グループ(ジャパンエナジーグループ)
「JOMO」

【本件に関するお問い合わせ先】

新日本石油株式会社 広報部広報グループ TEL:03-3502-1124

新日鉱ホールディングス株式会社 CSR・広報担当 TEL:03-5573-5129

米国証券取引委員会 (SEC) への文書提出

新日本石油株式会社(以下「新日本石油」)および新日鉱ホールディングス株式会社(以下「新日鉱HD」)は、共同株式移転案(以下「本件共同株式移転」)に関連してForm F-4 登録届出書(以下「Form F-4」)を米国証券取引委員会(以下「SEC」)へ届け出る可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容として、目論見書(prospectus) およびその他の文書が含まれることとなります。目論見書およびその他Form F-4 に含まれる文書は随時修正される可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、新日本石油に関する情報、新日鉱HDに関する情報、共同株式移転ならびにその他の関連情報(取引の条件を含む)などの重要情報が含まれることとなります。新日本石油および新日鉱HDの米国株主におかれましては、各社の株主総会において共同株式移転について議決権を行使される前に、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される可能性のあるForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された場合、目論見書およびその他本件共同株式移転に関連してSEC に提出される全ての文書は、提出後にSEC のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。更に、株主の皆様には、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される目論見書およびその他全ての書類を無料で配布させていただきます。配布をご希望の方は、ファックスにて新日本石油(+81-3-3502-9860)または新日鉱HD(+81-3-5573-5139)までお申し込み下さい。

将来見通しに関する注意事項

本通知には、将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、または特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(1)マクロ経済の状況またはエネルギー・資源・素材業界における会社の競争環境などの業界の一般的な状況、(2) 規制、訴訟に関する事項およびリスク、(3) 法制上の変化、(4) 税法その他の法律の改正、一般的経済状況の変化が及ぼす影響、(5) 取引を完了させるための条件が満たされないリスク、(6) 取引のために必要とされる規制当局の承認が取得できないリスク、または、承認が得られても予測せぬ条件が付帯するリスク、(7) 取引の遂行に関連するその他のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。